



令和3年2月19日

教職員の懲戒処分について(報告)

令和3年2月19日の千葉県教育委員会会議における千葉県教育委員会派遣職員
(特別業務職員 学習サポーター)の懲戒処分について、下記の通り御報告いたします。

記

I 概要

- 被処分者 千葉県教育委員会派遣職員
(特別業務職員 学習サポーター・習志野市配置)
松延 正樹(55歳)
- 配置先 習志野市立第七中学校
- 処分内容 懲戒免職
- 事故の概要 被処分者は、令和2年11月18日(水)午前7時56分頃、通勤のために乗車したJR外房線上りJR蘇我駅からJR本千葉駅間の電車内において、混雑し、向き合って立っていた女性1名に対し、痴漢行為を行った。
- 法的根拠 地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)違反
- 適用条項 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

II コメント

習志野市教育委員会としてこのような事態を起こしたことに対して、深くお詫び申し上げます。

今後は、信頼回復に努めるとともに、教職員一人一人が行動基準を今一度見直すよう、服務規律を徹底してまいります。

問合せ先

学校教育部 学校教育課 047-451-1133

学校教育部 指導課 047-451-1132